

「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画検討会」運営要領

(趣旨)

第1条 建設産業における女性活躍・定着を促進するため、過年度の取組状況を踏まえ、今後、官民一体となって取り組むべき事項を実行計画として整理することを目的として、「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会は、別紙に掲げる者から構成する。

2 検討会に、構成員の互選により座長を置き、座長は、検討会の議事を整理する。

(検討会)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、検討会に出席して意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

2 検討会は原則として公開する。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

3 検討会配付資料は、原則として国土交通省のホームページに公開する。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

4 検討会における議事要旨については、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省のホームページに公開するものとする。

(事務局)

第4条 検討会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和6年8月 日から施行する。

「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画検討会」

(構成員)

1. 一般社団法人 日本建設業連合会
2. 一般社団法人 全国建設業協会
3. 一般社団法人 全国中小建設業協会
4. 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
5. 一般社団法人 全国建設産業団体連合会
6. 一般社団法人 住宅生産団体連合会
7. 建設産業女性定着支援ネットワーク
8. 国土交通省

(オブザーバー)

1. 厚生労働省